

自動車損害賠償責任保険(強制保険) の請求に必要な基本書類一覧表

加害者 請求		提出書類名	被害者 請求	
死亡	傷害	仮渡金請求の際に提出した書類は、保険金 あるいは損害賠償額請求のときには、再提出 の必要はありません。	死亡	傷害
保険金			損害 賠償額	
●	●	保険金(または損害賠償額)支払請求書★	●	●
●	●	交通事故証明書	●	●
●	●	事故発生状況報告書(事故現場の見取図)★	●	●
	●	診断書及び診療報酬明細書★		●
●		死体検案書または死亡診断書	●	
●		戸籍謄本	●	
●	●	請求者の印鑑証明	●	●
○	○	委任状(委任者の印鑑証明添付のこと) 請求権・受領権を委任する場合に必要です。	○	○
○	○	示談書★ 領収書		
○	○	看護費、交通費、雑費等の明細書・領収書等	○	○
○	○	休業損害に関する証明書★	○	○

- (1)●印は、必ず必要な書類です。
○印の書類は、係の説明を聞いてそろえてください。
★印の用紙は保険会社の窓口に備えてあります。
- (2)被害者が2名以上の場合は、請求書はそれぞれ別々に作成することになります。
- (3)保険請求の時効
被害者の場合は、事故が起こってから3年以内、加害者の場合は被害者に賠償してから3年以内に保険会社に請求しないと時効になります。
- (4)この一覧表は、各事故に共通して必要な基本書類を示したもので、事故によっては、これ以外の書類が必要となる場合もあります。

県のホームページで交通事故相談Q&A等がご覧になれます。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/soudan/jiko/index.html>



交通事故相談所の案内

相談は
無料です

交通事故に遭った場合、損害賠償請求などさまざまな問題が生じます。
また、これに伴い、心のケアが必要になることもあります。

県では交通事故に遭いお困りの方のため、専任相談員及び心の相談員(本所)からなる交通事故相談所を下記のとおり設置しています。

相談案件のよりの確で効率的な解決を図るために、早い時期に相談されることをおすすめいたします。

ただし、調停中・裁判中の相談についてはお受けできません。

また、裏面の市・町において、巡回相談を実施していますので、お気軽にご利用ください。相談は電話でもお受けします。

なお、個人情報は交通事故相談の目的以外に使用しません。

相談所所在地	本所	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1(県庁本庁舎2階) 交通事故相談所 (043)223-2264
	東葛飾支所	〒271-8560 松戸市小根7(東葛飾合同庁舎4階) 交通事故相談所 東葛飾支所 (047)368-8000
	安房支所	〒294-0045 館山市北条402-1(安房合同庁舎1階) 交通事故相談所 安房支所 (0470)22-7132

相談時間 午前9時～12時、午後1時～5時(土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く)
[受付は午後4時30分まで]
できるだけ予約をしてからの来所をお願いします。

主な相談内容 損害賠償関係、示談の進め方、自賠責保険請求の仕方、心のケア(本所)など

巡回相談 県内33市町(裏面参照)
午前10時～12時、午後1時～3時
土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。
※相談日2日前(土・日、祝日除く。)までに予約をお願いします。
詳細は各市・町にお問い合わせ下さい。



千葉県交通事故相談所

